

子育て世帯に「伝わる」情報発信事業委託業務仕様書

1 事業名

子育て世帯に「伝わる」情報発信事業

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

子育て世帯に、必要とする支援情報が確実に届けられるよう、若い世代が親しみやすい動画等のコンテンツを作成するとともに、ポータルサイトや SNS 等で幅広く発信することで、育児不安の払拭をはじめ、楽しく子育てするための子育て環境の充実を図ることを目的とする。

あわせて、「共働き・共育て」(※)をテーマとした子育てに対するポジティブなイメージを発信するほか、県内企業に向けて、従業員の子育てを応援するために取り組むべき「柔軟な働き方の推進」に役立つ情報など、オール徳島で「共働き・共育て」を推進するための情報発信を行うことにより、気運醸成につなげる。

(※) 男女ともに仕事と子育てを両立でき、協力しながら家事・育児を行うこと。

4 業務の概要

- (1) ショート動画の作成
- (2) 子育てに関するコラム記事の作成
- (3) SNS を活用したキャンペーンの実施
- (4) 子育てイベントに関する動画作成
- (5) 広告の配信
- (6) ランディングページの制作

5 業務の内容

(1) ショート動画の作成

- ・徳島県（以下、「県」という。）の子育て支援施策等に関する動画（1本あたり30秒～90秒程度）を作成する。
- ・県公式 SNS（YouTube、Instagram、X 等）で発信することを想定しているため、スマートフォンでの視聴を前提とした縦型で作成すること。
- ・作成する動画の内容等については県と協議の上、決定するものとする。
- ・動画の本数は4本程度とし、それぞれ以下の方法により作成すること。
 - ア. 県内高校生等との共同作成（1本）
 - イ. 子育て施策に関する動画作成（3本）

ア. 県内高校生等との共同作成

- ・県内の高校生等とともに、子育ての楽しさや魅力等を、若者世代に効果的に発信する動画の企画、撮影、編集を行うこと。
また、動画制作に係る参加者等との連絡調整、動画の県内高等学校等への周知及び再生回数の増加につなげる取組を行うこと。
- ・参加者は県内の高校生等とし、5名程度を目安とする。
- ・参加者は受託者において募集・選定するものとするが、県と協議の上、参加者を決定するものとする。

(ア) 動画の企画、制作、周知に伴い発生する業務

①動画の企画

- ・参加者の意向を取り入れた動画の企画立案。

- ・ 動画撮影にあたって必要なプロット、シナリオの作成。
- ・ 撮影場所となる企業、施設等への調整及びロケハン等の撮影準備。
- ・ 参加者を対象とした撮影にあたっての準備や手法を学ぶためのワークショップの実施。

②動画の制作

- ・ 参加者ととも撮影場所を訪問し、動画を撮影。
- ・ 若者世代が親しみやすく見やすい動画となるよう編集し、必要に応じて修正。
- ・ 作成した動画について、県公式 SNS で配信することを想定したサムネイル画像とタイトル、説明文の作成。
- ・ 参加者及び県との打合せの準備、日程調整。

(イ) その他

- ・ 動画撮影の際には、参加者分のレクリエーション保険等に加入すること。
- ・ 動画撮影にあたっては、肖像権等の権利義務の保護について必要な措置を講じること。

イ. 子育て施策に関する動画作成

- ・ 子育て施策等に関する動画を3本作成すること。現時点で想定している動画の内容は以下のとおり。なお、「共働き・子育て」に関する動画は必ず作成するものとする。
動画内容（想定）：共働き・子育て（必須）、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援拠点 等
- ・ 作成する動画のうち1本は、県にゆかりがある俳優・プロスポーツ選手などの著名人やインフルエンサーを起用したものとすること。
- ・ 若い世代にとって親しみやすく、わかりやすい内容とすること。
- ・ 出演者とのスケジュール調整を含む交渉等は全て受託者が責任を持って行うこと。
- ・ 出演者全般について、肖像権、その他法的な問題が発生しないよう、権利処理等の手続きについては受託者が全て行うこと。

ウ. 特記事項

- ・ 動画の公開前に複数回、県が校正を行うことができるよう余裕を持った作成スケジュールとすること。
- ・ 動画撮影や編集に必要なカメラ、マイク、ドローン、PC、編集ソフト等の機材及び効果音等の素材は、必要に応じて、受託者において用意すること。
- ・ 効果音、音楽、ナレーション等、動画編集に使用する素材について、動画内での使用やYouTubeによる配信において、権利上の問題の無い素材を使用すること。
- ・ 撮影費用の対象として、体験に要する費用及び参加者の移動に要する費用を含むこと。
- ・ 動画の配信は、県公式 SNS 等により県が行う。動画の周知について、より効果的な媒体やアカウントがある場合は提案し、県と協議して使用する媒体を決めること。

(2) 子育てに関するコラム記事の作成

- ・ 県の子育て支援施策及び関連施設等の取材や、こどもや子育てに携わる方へのインタビュー等を行い、子育て世帯が興味・関心を持つ内容の「子育てに関する特集記事（以下、「特集記事」という。）」を作成すること。また、作成した特集記事は、県公式子育て支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット（以下、「はぐくみネット」という。）」に掲載すること。（URL：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/hagukumi>）
なお、はぐくみネットに掲載するための編集権限については、契約締結後に県より提供するものとする。
- ・ 特集記事の本数は10本程度を想定すること。
- ・ 作成する特集記事の内容や取材する対象者・施設、掲載時期については提案事項とし、契約締結後に県と協議の上、決定すること。
- ・ 特集記事の作成にあたっては、難しい言葉を言い換える等、閲覧者に配慮した分かり

- ・ やすい、やさしい日本語を基本とすること。
- ・ 記事作成後、県で内容を確認した上で公開するものとする。

(3) SNS を活用したキャンペーンの実施

- ・ 「共働き・共育て」をテーマとした子育てに対するポジティブなイメージを発信するため、SNS を活用したキャンペーンを実施する。
- ・ 使用する SNS は X や Instagram を想定しているが、使用する SNS については提案事項とし、契約締結後に県と協議の上、決定すること。

ア. キャンペーンの企画

- ・ 「共働き・共育て」をテーマとした子育てに対するポジティブなイメージの発信につながるような SNS キャンペーンの内容を企画する。(例：写真投稿、ハッシュタグの活用等)
- ・ キャンペーンは委託業務期間中 2 回以上実施する。なお、キャンペーンの回数、期間等についても、あわせて企画すること。
うち 1 回は 11 月の「秋のこどもまんなか月間」中に実施すること。

※「秋のこどもまんなか月間」中に県が実施する予定のイベントに関連してキャンペーン実施をお願いする可能性がある。

イ. キャンペーンの名前の提案

- ・ 多くの県民に対して訴求力が期待できるキャンペーンの名前を提案する（キャンペーンの名前は、委託業務期間中のキャンペーン全体を通して統一のものでもよいし、キャンペーンごとに異なる名称としてもよい。）。

ウ. キャンペーンの実施

- ・ SNS を活用したキャンペーンを実施する。
- ・ キャンペーンの内容等については、県と協議の上、決定するものとする。
- ・ 本キャンペーンに対して SNS にコメントがあった場合は、受託者において返信等の対応を行う。また、投稿内容は県と事前に協議、確認を行う。

エ. 賞品等の抽選、準備、発送業務

- ・ キャンペーンに応募した者の中から抽選で、本キャンペーンのテーマに関連する賞品（金券を除く）が当たるような内容とする（商品の購入代は委託料に含む。）。
- ・ 応募者から本テーマに沿った投稿等が期待できるような応募方法を提案すること。
- ・ 抽選はキャンペーン 1 回ごとに実施し、抽選に係る業務全般を実施する。（賞品の選定・手配、応募者リスト作成・管理、抽選、当選者への通知、発送先確認、賞品の発送等）なお、業務にあたっては、県と協議の上、実施するものとする。

(4) 子育てイベントに関する動画作成

- ・ 県が指定する子育てイベント（大学生による書道パフォーマンスを予定）についての動画を作成すること。

ア. 撮影及び動画制作

- ・ 撮影回数は 2 回程度とする。
- ・ 撮影時期は 10 月及び 11 月を予定しているが、詳細については契約締結後に県より提供するものとする。
- ・ 撮影した映像をもとに 3 分程度の動画を作成すること。
- ・ 動画の構成等については、契約締結後に県と協議の上、決定するものとする。

イ. 留意事項

- ・ 動画撮影や編集に必要なカメラ、マイク、ドローン、PC、編集ソフト等の機材及び効果音等の素材は、必要に応じて、受託者において用意すること。
- ・ 効果音、音楽、ナレーション等、動画編集に使用する素材について、動画内での使用

- や YouTube による配信において、権利上の問題の無い素材を使用すること。
- ・動画の配信は、県公式 YouTube 等により県が行う。

(5) 広告の配信

ア. 広告の配信

- ・(1)で作成した動画を効果的に訴求できる広告媒体で発信すること。なお、SNS(Web)広告は必須とする。
- ・広告内容は(1)で作成した動画及び(3)のキャンペーンとする。
- ・広告画像の制作、各広告媒体への出稿など、広告の配信にかかる一切の業務とする。
- ・配信対象地域は、「国内」とする。
- ・広告に使用するバナーデザイン(静止画・動画)やキャッチフレーズ、広告見出しや説明文の制作を行うこと。
- ・SNS 広告による発信の際には必要に応じてハッシュタグを使用すること。
- ・県による広告配信案のチェック時には、広告バナーと広告配信イメージ(どの媒体でどのように広告が掲載されるのかが分かるもの)、各媒体で広告を出稿する際のターゲティング(オーディエンス)設定画面を県に提出すること。
- ・県による広告配信案の確認後、広告の配信を開始すること。
- ・出稿した広告について、受託者は運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率等の成果が良くない場合は、出稿期間中であっても広告媒体、ターゲティング先、広告画像等の変更を県に提案し、変更や再出稿の作業とモニタリングを繰り返し行うことでリーチ数やクリック率等の改善を目指すこと。
- ・原則として、出稿の際に必要なアカウントは、受託者で用意することとし、作成したアカウントは県に移譲することとする。ただし、出稿に適したアカウントを県が保有する場合は、そちらを利用することを妨げない。

イ. 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、クリック単価、シェア、いいね数、再生数、コメント数、内容等の結果を報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

(6) ランディングページの制作

- ・ランディングページが必要な場合は、県と協議の上、ランディングページの制作を行うこと。

ア. デザイン

- ・ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、年齢層等に関わらず、誰もが見やすく、使いやすいページを目指すこととする。
- ・レイアウトやデザインについては、受託者が企画・制作するものとするが、適宜県と協議を行いながら決定するものとする。
- ・ユーザーが欲しい情報を効率よく取得できるページとすること。
- ・対応ブラウザについて、Firefox、Google Chrome、Opera、Edge 及び Safari の契約締結日時点における最新バージョンに対応していること。また、契約日末日までその後の更新について対応すること。
- ・契約終了と同時にランディングページを閉鎖すること。

6 成果品

(1) 提出書類

- ・業務実施報告書
- ・効果測定レポート
- ・この業務により制作した提案書一式

- ・この業務に使用した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- ・この業務により制作した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- ・その他県が指示するもの

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体（DVD、CD-R等）各1部

(3) 提出時期

委託業務完了報告書提出時期（ただし、随時協議の上作成する。）

(4) 提出先

こども未来部子育て応援課次世代育成担当

(5) 効果測定レポートの内容

5(5)において実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、クリック単価、シェア、リポスト、いいね数、再生数、コメント数、項目別の集計(性別、年齢別、地域別、媒体別等)、配信に当たっての問題点、今後の課題等を盛り込み、総合的な評価を記すこと。

7 その他の留意事項

- ・事業規模について、総額6,812千円以内(税込み)とし、内訳として、「5業務の内容」のうち、(1)(※「共働き・子育て」に関する動画分を除く)、(2)が2,112千円以内、(1)(※「共働き・子育て」に関する動画分)、(3)～(6)が4,700千円以内とする。
- ・こどもを持つこと等は個人の価値観に大きく関わる部分であり、価値観の押しつけにならないよう十分配慮すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めること。
- ・本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- ・進捗状況に応じて打合せを行うこととし、業務進捗状況、業務遂行に当たっての懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項について協議し、県の下承を受けて進めること。また、打合せにかかる受託者の旅費については、受託者の負担とすること。
- ・イラスト、写真等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾を行い、県が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真等の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。
- ・受託者は、本業務の成果物(受託者が本業務より前から所有していた動画及びデータ等を除く)に係る全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び、その他一切の知的財産権(この作品が著作物としての要件を満たさない場合の著作権的利用に関する一切の権利を含む)は、県に帰属するものとする。
- ・受託者は本業務の成果物について、県並びに県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)及びその他一切の人格権を行使できないこととする。
- ・本業務において、広告原稿(広告画像及び動画における文字情報を含む。)を翻訳する必要があるときは、翻訳に係る費用は受託者の負担とすること。
- ・本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- ・本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、その指示に従うこと。
- ・県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。

- ・ 成果品の送料及び保管料については受託者の負担とすること。
- ・ 業務内容に変更が生じた場合は、県と受託者がその都度協議するものとし、契約条件の変更等について定めることとする。また、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めることとする。
- ・ 上記の条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。